**議会運営委員会記録**

令和6年6月10日（月）

開議　 09 時 58 分

閉議　 12 時 45 分

全員協議会室

出席者

〔委　員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

議　題

1　令和6年6月浜田市議会定例会議について

⑴　付議事件及び付託案について　　　　　　　　　　　　　　　　 資料1-1、1-2

　　・請願文書表(案)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料1-3

⑵　議会提出議案について

ア　発議第4号　地方財政の充実・強化に関する意見書について 資料1-4

⑶　会議予定について　　　　　　　 　資料1-5

⑷　その他

2　令和6年6月浜田市議会定例会議　陳情付託先等の確認について 資料2

3　浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の改正について　　　　　資料3

4　浜田市議会政務活動費の交付に関する規則の改正について　　　　　　　　資料4

5　浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直し

　について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料5-1、5-2

6　予算決算委員会での質疑について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　資料6

7　オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて　　　　　　　　　　資料7

8　その他

⑴　令和7年度議員改選に向けた議員定数に係る協議について 資料8

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

〔　09 時 58 分　開議　〕

○柳楽委員長

ただいまから議会運営委員会を開会する。出席委員は9名で定足数に達している。

1　令和6年6月浜田市議会定例会議について

⑴　付議事件及び付託案について

　・請願文書表(案)

○柳楽委員長

資料1-1を見てほしい。説明をお願いする。

○総務部長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

続いて付託案について事務局から説明をお願いする。

○下間局長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

説明について質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

⑵　議会提出議案について

ア　発議第4号　地方財政の充実・強化に関する意見書について

○柳楽委員長

意見書の提出が1件ある。事務局から説明をお願いする。

○下間局長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

ただいまの説明について質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは本意見書については、各会派代表者も賛成者となっているので、提案を了承し委員会付託を省略するということでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは17日初日の提案、委員会付託、質疑、討論を省略して採決するのでよろしくお願いする。

⑶　会議予定について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○下間局長

（　以下、資料を基に説明　）

○議長

先ほど局長からあったように、今回一般質問が20分から30分に変わる。今までは午前中に二人やって休憩としていたが、今回からは1時間以上の場合は休憩を入れ、40分程度で終わる場合はそのまま継続してやりたいと考えている。そのあたりは議長判断としたいと思うので、よろしくお願いする。

また今回、一般質問の通告については一問一答を徹底させていただいた。皆の協力もあり一問一答で出せたこと感謝する。なお、一般質問の再質問については、あくまでも答弁に対する質問なので新たな項目を質問することはできないので、そのあたりは注意してほしい。

○柳楽委員長

ただいま説明があったが、皆から質疑があるか。

（　「なし」という声あり　）

⑷　その他

○柳楽委員長

執行部から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

では執行部はここで退席されるが、委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

ないようなので、執行部は退席してもらって構わない。

（　執行部退席　）

2　令和6年6月浜田市議会定例会議　陳情付託先等の確認について

○柳楽委員長

資料2を見てほしい。今回陳情が9件出ている。提出後、正副議長及び議会運営委員会正副委員長で内容を確認し、8件を付託することとした。付託先については資料2のとおりで、議会運営委員会1件、総務文教委員会3件、福祉環境委員会1件、産業建設委員会3件である。

なお、陳情書取扱い基準に該当し委員会へ付託せず、議員配付とする陳情は1件だった。以上のとおり6月17日の全員協議会で議長から付託されるので確認をお願いする。

なお、議会運営委員会においては前回から継続審査となっている陳情が1件あるので、よろしくお願いする。また、今回付託した陳情8件について、ホームページ等へ公開する際に、住所、地番、印影以外で黒塗りする部分はないことをお知らせしておく。このことについて何か皆からあるか。

（　「なし」という声あり　）

3　浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の改正について

○柳楽委員長

事務局から説明をお願いする。

○大下庶務係長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

説明が終わった。個人情報の保護に関する法律の施行規則の改正に基づき、当市議会の条例施行規程を改正するということで、この案のとおり規定を変更することでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは事務局は規程を改正し、改正後はＳｉｄｅｂｏｏｋｓ等のデータを更新後ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳで全議員へお知らせしてもらいたい。

4　浜田市議会政務活動費の交付に関する規則の改正について

○柳楽委員長

4月19日の議会運営委員会において、政務活動費の四半期ごとの交付を受け付けることができるようにすることについて全会派の了承をいただいた。改正案について事務局から説明をお願いする。

○大下庶務係長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

以上の説明について、委員から確認することや質問があるか。

（　「なし」という声あり　）

それでは説明があったように、今後法令担当と調整して政務活動費の交付に関する細則を変更することでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

それでは事務局は規則を改正し、改正後はＳｉｄｅｂｏｏｋｓ等のデータを更新後、ＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳで全議員へ知らせてもらいたい。

なお、今年度から実施できるとのことなので、4月から6月分を7月に精算できることになる。収支報告書の提出等についてはまた事務局から議員全体へ通知をお願いする。

5　浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて

○柳楽委員長

これまでの委員会での協議をまとめると、会派での視察や研修実施の際の他議員への情報共有については、対応できるものはＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳ等を活用して情報提供していただけば良いということになったと思う。また、会派活動の年間計画書の作成については、政務活動費を計画立ててしっかり使う観点から十分理解できるが、議会全体として会派ごとに作成することの合意形成は取れなかったと思っている。また、議員個々の活動年間計画については私から案を提示すると申し上げたので、またこの後皆に意見を伺いたい。

調査研究活動申請書や報告書の記載については、記載すべき項目がしっかり記載できるよう様式を考えてみたので、こちらもこの後皆の意見を伺いたい。

広報費の導入については導入の可否も含め、今後議論していくとのことだった。本日結論が出るものではないと思うが、過去に特別委員会で検討した経緯もあることから、本日はまず事務局からその説明を受け、次回から本格的に検討していきたい。

ではまず個人での活動の年間計画書作成についてである。例えば山水海の会派年間活動計画書である。これは会派の活動計画とのことだが、定例会議等執行部側の決まっている予定が記載されており、その後会派での活動計画を示されている。こういった様式を活用することもできると考えている。次に、これまで政務活動費の交付申請書を皆提出しているが、この様式を活用して備考欄で年間を通じて各調査研究費や研修費など金額を記入されると思うが、その金額を記入された項目についてこういったことで使っていきたいといった内容を簡単に記載するやり方もある。

この件について皆から意見を伺いたい。多分、特に個人の計画は必要ないという意見をお持ちの方もあると思うので、そういったところも含めて意見をいただきたい。

○川上委員

確かに会派や個人の計画も必要かもしれないが、状況によって変わるので計画どおりになることはなかなかない。特段、計画を公にする必要はないのではないか。でないと動きが取れなくなる。再度出し直すようなことにもなりかねないし、難しいと考える。

○柳楽委員長

もともと山水海から、年間の会派活動計画を出してはという提案があり、政務活動費ということでもあるので会派の計画についてはどうだろうかというところだったと思うが、そもそも報酬審議会の答申を受けて、皆が積極的に「こういう形で使っていく」と示していく必要があるのではないかという話の中で出たものなので、どこかしらでそういった対応はしなければいけないと思っている。

川上委員は、計画としてはなかなか難しいのではないかと言われたが、ほかでそういうことを示す場については考えがあるか。

○川上委員

必要であれば会派も個人も作れば良い。それについてはとやかく言わないが、それをここで決めておく必要はないのではないか。政務活動費をどう使うかは議員個々人に交付されるものなので、議員個々人がしっかり使えば良いのであって、それを最後に見せたら良いと思う。

○柳楽委員長

川上委員の考えは、前もって示すのではなく最終報告のときにしっかり示せば良いのではないかということだった。ほかに意見はあるか。

○芦谷委員

ここで出ている案は、決まれば皆でやるのだろうか。

○柳楽委員長

当然決まればこういう形でやってもらうことになると思うが、そもそも今あったように、事前に計画書を提出する必要はないのではないかという意見もあるので、そこは皆の合意形成だと思う。

○芦谷委員

定数22名のうち満額を使っているのが約半分である。したがって今の段階ではしっかり使い切れない議員が使うこと、そして何よりも24万円全部使うか使わないかは自由なので、仮に使われなくても譲歩しなければいけない。したがって、あまり議員を縛ったり事務的に煩雑になったりするのは避けたほうが良い。その代わり議員一人一人が、市民の付託を受けて政務活動費をしっかり使い切る努力をすべきだと思う。

○川上委員

政務活動費を使い切る必要性はないと私は思っている。それをどう使うかであって、使えば良いというものではない。使わなくてもしっかり政務ができれば、そしてそれが最後に報告として出てくれば良い。したがって使い切る努力は不要である。

○柳楽委員長

どのようにそれを使わせてもらうかが大事だとは思う。それと、やはり答申をいただいているのでできるだけ分かりやすい努力を議会としてやっていく必要がある。過度に皆の負担になるのはまた問題があるので、そういったところで意見をいただきたい。

○三浦委員

そもそも報酬審議会に、額を上げてほしいと言ったのは議会側である。従前の10万円という額が少ないと主張して上げてもらった。したがって、今の状況を改善するために事務局を通じて報酬審議会にも伝えてもらった結果、増額を認めてもらったという今までの流れがある。24万円になり、報酬審議会からは「上げた分は政務に使ってほしい」とメッセージをいただいているので、あらかじめ計画をもって24万円をどのように使うか考えるのは我々の責務だと思う。執行部も400億円近い予算を何に使うか計画を立て、我々はそれに対して執行率などを見ている。よって与えられた予算を我々がどう使うか、24万円をどのように予算立てするかは個々の議員が考えれば良いが、あらかじめどれくらいの活動をしようと考えることは、当然必要だと思う。

我々が会派の計画書を出したのは、研修を個々にやるだけでなく会派の中でもまとまって勉強する項目についての研修予定を入れるならば、その分研修参加費などの予算がある程度必要になる。それを見越しておくことによっておおよその試算ができる。事前に会派の活動を皆で共有しておくのも、活動費を適切に使うことに資するのではないかと考えて案として出した。報酬審議会からの「24万円という政務活動費をきちんと使ってほしい」という要請に対し、我々がどういう計画を立ててどのように充てていくかを案として示しているのであり、ほかのやり方がほかの会派あるいはほかの委員から示されるならば、皆で協議していけば良いのではないか。

○牛尾議員

そもそも報酬審議会から、政務活動費を上げたのは政務活動費をしっかり使って議員のレベルを上げてほしいということなのである。したがって、使っても使わなくても良いではないかというのは暴論だと思う。

私個人のことを言えば、すでに年間11回の勉強会に出ることにしている。細かいところまで上げるかは別にして、各会派の意向で年間計画はおぼろでも組む必要があるのではないか。それが、政務活動費が増えたことに対する議会として最低限の役目ではないかと思う。

○芦谷委員

今の二方の意見はそのとおりだと思う。私もどこかで提案したが、なかなか半年後のことが分からない。今思っているのは、例えば自分が行きたい研修会を一月くらい前に表明してＬＩＮＥ ＷＯＲＫＳなどで事務局を介して各議員に周知して、ほかの議員も募って参加してもらうなど。半年後、1年先のことは見通せない。したがって議員の横の連携をもっと持ちながら、議員研修などに誘って参加する方法を提案する。

○柳楽委員長

今のは、皆で情報共有をさせてほしいという話だったと思う。

○川上委員

先ほど牛尾議員が言われた、議員のレベルを上げてもらいたいという話だが、議員のレベルを上げるということは、議員がいかに市民のために何をなすかである。議員の仕事の第一義は執行部予算についての質疑または例規を組むことである。議員のレベルを上げるというのは、そういう意味だと思う。議員の知識はもともと持っているもの、または今後勉強するものであって、政務活動費とはそのように使うべきだと思う。市民のために何をするかが大事である。多分報酬審議会も、市民のためにやってもらうために24万円を上げられたのだと思う。議員のためではない。議員のためなら、その議員は勉強したらそれをどこかに絶対に使わなければいけない。

○柳楽委員長

少し食い違いがあるように思った。あくまでも政務活動費を使わせていただく中で議員がしっかりと、視察また研修等で見識や知識を深めていく目的で、という意味で牛尾議員も多分言われたと思っている。少し誤解があるかもしれない。目的は、政務活動費を使った研修等が市民にどう役に立っていくか、そのための議員の行動に反映されるかだと思う。

意見を出されてない方は、意見はないか。

○肥後委員

私も報酬審議会を1度傍聴したので、その意向については分かっているつもりだった。やはり政務活動費を年額10万円から24万円に上げてもらうに当たり、多数の審議会委員が言われたのは、市民のために活動できるよう議員にブラッシュアップしてほしい、様々な知識と、世の中の変化が早い中で従前の知識だけでは対応できなかったり分からなかったりすることが増えているため、どんどん勉強してもらい、それがやがて市民に還元される。議員個々の能力が上がることによって議会・議員活動が活発になり、市民との対話、要望の引き出し方などもうまくなれば、また執行部に対しても的確な質疑・質問ができるようになると感じていた。

先ほど芦谷委員が、議員の横のつながりについて提案されたが、それを受けて私から一つ提案するなら、ピーティックスというアプリがあって、無料や有料のオンライン研修を初め、紙ベースで事務局からもらうものもそれに大体入っているので、それを見て受けられそうなものを受講している。今まで知らなかったのがもったいないほど便利なものである。そういったところを通じて、より自分を高めていければと思う。ただ高めるだけではなく、結果的に浜田市や市民のためのより良い政治につながっていくのではないかと考える。

○村武委員

やはり24万円に政務活動費を上げてもらったということで、私たちはこれを積極的に使うことを示していかないといけないのではないかと思う。先ほどから、計画を立てるのがなかなか難しいという意見もあったが、それをどこまで出すかだと思う。細かいところまで立てるのは難しいかもしれないが、個人で年間これくらい視察、研修に行こう、今年度はこういったところに力を入れたいといったことはある程度分かっていると思う。もちろん途中で新たに出てくる案件もあると思うが、あくまでも計画は出したほうが良い。

申請書の備考欄に書くという提案もあったが、皆どのように書かれているか分からないが、もう少し細かく立てた計画を備考欄に書くのなら皆できるのではないか。

○村木委員

計画の関係で会派内の事務局としていろいろ取りまとめ役をしている。計画に見直しは付きものだと思っている。我々の計画も半年後は埋まってない部分もある。ただ言えるのは、会議やミーティングなど年間を通した予定表は事務局からも出してもらっているし、それぞれが日程調整するにおいても会派の計画、個人の計画、場合によっては他会派の方との予定があっても良い。まずは会派内の日程調整や方向性を共有するためにも、やはり計画は大事だと思っている。

○大谷委員

まず報酬審議会の意向に沿うことは当然、市民に役立てるよう動くことだと思う。ただ、何か形として議会の計画を立てることについては、現段階では難しいと思っている。とはいえ報酬審議会の意志に応えるには、お互い情報共有しながら積極的に動くことになると思う。

このたびの地域井戸端会において、また今後計画されるはまだ市民一日議会（以下、市民一日議会）においても、市民の認識をそこで感じ取ることはある。したがってそうした声に則して行動することも当然出てくるかと思うので、年度初めに計画を立てるのは難しく、状況に応じた臨機応変な形で対応するのが望ましいのではないかと感じている。

○三浦委員

皆それぞれ意見があると思うが、あらかじめ計画を立てるのは当たり前のことだと思う。ただ、その時々によって必要な優先順位のようなものはもちろん変わってくると思う。今の政務活動費にも流動性はある。最初に交付申請をする際に6項目あり、あらかじめどの項目にいくら使う予定かを書いて出すが、結果的にそのとおりにならなかったとしても流用が認められている。交付申請する際に24万円を申請するなら、きちんと24万円を使うということを結果的に見せるのが当たり前であり、24万円の交付を申請したがゼロ円だったというのは、あらかじめ計画したのに何もしなかったことになる。私はそれを述べているのであり、24万円の交付申請をするのなら、どの項目であれ自分はこう使うと明記し、申請した24万円をどう使ったかは説明責任があり、使わないという選択肢はない。そこで10万円しか使わないなら、10万円の交付申請をすれば良い。24万円交付申請できるのだから、やる人はしっかりやれば良い。

今の段階で流用が認められている中で、臨機応変に対応する部分もあると思う。したがって今の交付申請書の項目の備考欄に、ある程度試算した根拠を書く形でやっていけば、何となくではなくここにこれだけ充てようということくらいは書いても良いのではないか。むしろそれくらいは書けるのでは。24万円の積算根拠をしっかり示すということなので、それくらいは少なくともできると思う。

○永見副委員長

24万円の政務活動費をいかに有効に使うか、個々の活動は前もって計画を立てて年間通じて活動することも必要ではないかと思う。半年先のことなど予定どおりにいかない場合もあるかと思うが、多少の修正はできると思っているので、やはりあらかじめ年間計画を立てて取り組む、政務に当たる形で進めていくのが良い。よって計画書は必要であると考えている。

○柳楽委員長

皆の意見を聞いたが、やはりいつ頃にこういう予定といった細かい計画はなかなか難しいのだろうと思った。交付申請書の備考欄に書くのが一番やりやすいというか。各議員、自分が今すごく課題だと思っていることやテーマとして持っていることもあるのではないかと思うが、そういったことに関連する研究や研修の受講といった形でも記載は可能かと思う。何かしら市民に示すことができれば良いと思うがいかがか。

○大谷委員

従前の申請書の備考欄に、こういう方面に使うといった記載までは可能だとは思う。ただ、枠が大きくなると何を書こうかということになる。思っていることを備考欄に書くことくらいの対応は可能ではないかと思う。

○柳楽委員長

今あったように改めて項目を広げるとなかなか難しい点もあろうし、交付申請書に合わせて記載をしておくと、見る側にとっても分かりやすくなると考えているので、ぜひそういったやり方でさせていただいたらどうかと思う。反対はあるか。

○川上委員

備考欄へ書けということか。書かなくても良いのか。

○柳楽委員長

皆の同意をいただければ書いてもらいたい。ただ、それが全員の同意をいただけない場合、書く議員と書かない議員が出るのは目的から外れてしまう。もしこういった形でとなれば、全員に記載はしてもらいたい。

○芦谷委員

様式第1号の備考欄の黄色い部分に、項目ごとに方向性なり計画なりを書くということと理解したが、私はいろいろな情報が入ればその都度予定を変える。したがって備考欄に記入するにしても大まかな考え方などになってしまうので具体的にならない。それでも良ければだが、1年間を見通してこの項目に沿って具体的なものを出すのは難しいが頑張る。

○柳楽委員長

年度当初に目標として掲げられたものが、ずっとそのままできるかどうかは難しい点もあろうし、大事なことは都度変わってくるかもしれない。あくまでも計画は計画であり、要はどういったことに使われてどのように市民に影響していくのかが大事だと思う。どういった書き方でも構わないので備考欄に記載していただくということで賛同いただけるか。

○下間局長

今回皆の了解を得られたら、条例改正などは必要なく備考欄の書き方の運用だと思うので、この申請書様式のままで良いかと思う。あとは年度当初に申請する際、事務局からも説明したい。要は申請を出すときに、調査研究費に10万円、研修費に5万円など、今までもいくらかの配分を各議員が考えておられて何らかの根拠があったと思う。そういう大まかなことを書いてもらえば良いと思う。具体的な計画をこの段階で書く必要はないと思う。政務活動費を何に充てるか、その根拠は今までもお持ちだったと思うので、そういうことを振り返ってもらえば皆それほど負担にはならないと思う。今年度はもう出してもらっているので来年度に、事務局から備考欄の書き方も説明して、使途の見える化をしてもらいたい。

○柳楽委員長

局長から説明があったように、皆に協力いただけたらと思うがよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

では来年度からお願いする。

1時間経過したので、ここで暫時休憩としたい。

〔　11 時 10 分　休憩　〕

〔　11 時 15 分　再開　〕

○柳楽委員長

委員会を再開する。続いて調査研究活動申請書や報告書の様式について、事務局から説明をお願いする。

○大下庶務係長

（　以下、資料を基に説明　）

○柳楽委員長

説明が終わったが、この件について委員から質問等はあるか。

○芦谷委員

この改革案はどこかの先進例があるのか。

○大下庶務係長

特にどこのものを参考にしたということはなく、今までの書きぶりを見て、また報酬審議会の答申を受けて書いたものである。

○芦谷委員

例えば、修正案2の、3の目的と視察のポイントを分ける必要性はないような気がする。次のページの修正案3、研修内容が分かるものとなると例えば長時間の研修となると分厚いものになる。それを提出するとなるとこちらも控えがほしいし、事務局も保存が大変だろう。

もう1点、修正案4の受講の目的も5番の研修のポイント、これもほぼ被っている。その次の記入例の最後、行程表等を添付せよと書かれてあるが、事細かくなると思う。浜田と行き先が表示してあれば、途中の行程を示す必要があるのかと思った。

次のページの記入例3の視察の目的と6の視察のポイント、議員活動への反映など。これは被っている。

申し上げたいのは、いつも言っているが事務局の手間を増やさないこと。書類などはネットの時代でもあるので、あまり資料提出をすると事務局の保存の都合もある。何か屋上屋になり過ぎる感じがする。報告は単純明快にすることである。

○柳楽委員長

まず視察の目的と視察のポイントというところだが、目的はそもそも行く前の段階でこういうことを目的に今回の視察・研修を受けるということを記載する部分だと思う。ポイントと議員活動への反映というのは、視察や研修を終えた段階で自分が今回の内容をこのように生かしていくといったことを記載する部分なので、やはり分ける必要がある。

チラシのところは、研修で各議員が持ち帰った資料を提供するのではなく、最初に配られる研修チラシのことなので、研修資料ということではない。

行程についてだが、具体的にどういった方法で移動されたかは。

○芦谷委員

そのように懸案を持ったまでであり、これで皆が良しとするなら従うが、少し事務が煩雑過ぎると思ったので言った。決まれば従う。

○柳楽委員長

これまでの視察や研修の報告書は、多分議員によって書きぶりも違っており、長文の方もいれば簡素な方もあったかと思うが、事務局と話をしている中で、それほど長文の報告書が必要だとは考えなくて良い、ポイントを分かりやすく記載して提出してもらうと、各議員の負担自体も軽減されるのかと思う。そこはどのようにまとめるかだと思うので、なかなか難しい面もあるが。そのように対応してもらえればと思うが、よろしいか。

（　「はい」という声あり　）

この様式変更案で皆よろしいということか。

（　「異議なし」という声あり　）

ではこの変更案で良いとのことなので、政務活動費の交付に関する細則を変更することになる。議会運営委員会に諮って了承を得て実施となるので、事務局は準備してまた議員へ知らせてもらいたい。

続いて広報費の導入について、事務局から説明をお願いする。

○下間局長

資料5-2を見てほしい。こちらは今回新たに作ったものではなく、令和2年10月の特別委員会にてずっと議論していたため、その際の資料を今回提示している。

1番目、これは全国市議会議長会であった事務局職員研修会において弁護士からの講演があり、そこから抜粋したものである。広報費については1番で、市政報告紙の違法認定の基準というのが取りざたされていた。平成23年岡山市の高裁の判決の一例である。市政報告について政務活動費の支出が認められるものは、それが会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告するためであり、ここには会派と書いてあるが、これは岡山市が会派に支給しているからであり、議員に読み替えてもらっても良いかと思う。議員の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に報告するためであり、当該議員個人のＰＲについて支出につながると認められる見出しや写真、文書の有無や、それが当該市政報告紙に占める割合や掲載等を総合考慮して、市として議員個人のＰＲを目的とする場合には使途基準に適合せず違法というべき、ということで、広報紙というのが議員のＰＲ活動であってはならないということが判例等で強く言われている。ではなぜ政務活動費に広報費が認められるのかというと、議員の調査研究活動や議会活動といった、市の政策について住民に報告することによって、広報活動を通じて住民の要望や意見を把握し次につながるためということがよく言われている。単に報告で終わるよりも、報告活動を通じて住民の要望や意見を把握することにつながるから広報紙を政務活動と認めているのだと言われている。

2番目として、市政報告紙として適しているもの。議会報告ということで議員皆が個人一般質問や委員会代表質問や市の答弁内容を入れているものや調査研究報告。政務活動として調査研究したところの報告。3番目、市の政策等に関する報告、4、市の抱える課題に対する提言。こういったものを広報紙として載せるのは良いと言われている。

3番目が市政報告紙の内容として適しているとは言えないものということで、7項目程度上がっている。この7項目が一つでも載っていたらだめというわけではなく、7項目の合計を全体の3分の1や4分の1程度に抑えることが一つの目安だというのが、講師先生の意見だった。こういうものが載っていたら全く良くないというものではない。少しコーヒーブレイク的なものがないと、ずっと文章ばかり書いてあると読みにくい場合もあるので、見やすいようにするのが目的なのかと思っている。

次の4番、広報紙関係やホームページ関係もあるが、こういったものが広報費の内訳としてあることが記載してある。

次のページが、全国市議会議長会が出している「政務活動費に関するＱ＆Ａ」で、これまでいろいろなところであった凡例がいくつか載っている。黄色マーカーで色付けている部分が、よくよく話題になっているところ、注意すべきところなのだが、最初に書いてあるように広報費に対する政務活動費の支出については、広報活動を通じて住民の要望、意見等を把握することにつながると考えられているため、凡例等ではこれを認めているとここでも言われている。

今日は細かい説明はしないが、こういった資料を読んでいただいて今後広報費を浜田市議会として導入するのか、しないのか。導入するのであればこういったところに注意して、最終的には案分になるかと思うが、その案分率や、こういう点が網羅されていれば広報費を認めるといったところを決めていけば良いかと思う。グレーゾーンがあるから見送るというのがこれまでの特別委員会などの意見だったが、こういうものがあれば何パーセント案分にするといったことをしっかり決めれば、全く怖いものではないと思う。政務活動費も増額になり、もっと政務活動費が使いやすくなるのであれば本当に良いことだと思う。導入についてもう一度、改めて資料を読んでいただき、各会派でも考えて意見をいただき、今後検討していければと思っている。

○柳楽委員長

事務局からの説明が終わったが、委員から質問や意見があるか。

○芦谷委員

広報費の例が良く分からないが、結果を見ると広聴費と行政陳情活動費が全議員ゼロ円である。広報費を作るならそれがうまく活用できるよう願っている。

○柳楽委員長

ほかにないか。この件については今日結論が出るものでもないと思うので、各会派において、まず導入するかしないか、また導入に当たっての課題や問題点等について共有し、次回に各会派から意見を出してもらいたい。

○芦谷委員

政務活動費で使い切れない項目がある。議会事務局に置く一般紙が山陰中央新報1紙になり、私は事務局で新聞を読むのを楽しみにしていたので残念である。思うのは、自分たちの党や会派以外の新聞購読は可で、一般紙は不可だったと思う。

私は家で3紙取っている。一般紙もマスコミなので非常に参考になる。例えば1紙だけなら不可だが2紙以上は政務活動費に該当しても良いと思っている。

○柳楽委員長

一般紙が不可な理由は何だったか。

○下間局長

おそらく一般紙は家庭で取られているものなので、それに政務活動費を充てるのは違うのではないかというところから来ていると思われる。芦谷委員が言われるのは、3紙目なら可とせよという意味か。

○芦谷委員

例えばインターネットの接続料も対象になっている。それと同様に、議員の広聴活動として2紙以上であれば政務活動費を充てても良いのではないかと提案する。

○牛尾議員

政務活動費が増えていく中で、一般市民の目から見て一般紙に政務活動費を充てるのは批判が来る。そういうものに税金を充ててはだめだという基本的なスタンスを持って考えてもらわないと、何紙取れば可とするなどというレベルではないと思う。

○柳楽委員長

いろいろな考え方があるとは思う。このことについても今後見ていく必要があるかも含めて考えていきたい。今後の課題としてお願いしたい。

6　予算決算委員会での質疑について

○柳楽委員長

資料6を見てほしい。このことについては事前に会派の意見をまとめて報告してもらっており、会派からの意見を集約した資料を皆に事前確認してもらっていると思う。

では、各会派から協議結果の補足も含めて報告をお願いする。

○村木委員

山水海で話した内容だが、事務局からの提案があったとおり➊、➋それぞれ案のとおりと協議した。このとおり見直してもらえば良いと思う。

○大谷委員

現やり方で特段の支障はないという判断で、見直しの必要はないと回答している。特に1番の場合は事前通告となっており、前もって見ている段階で特段支障がないと判断し、通告されなかったのではと推察する。そうであれば特段問題はない。仮に執行部側の回答の中に問題点があった場合、委員長がその点をただすべきである。また、委員からも問題点の指摘があれば動議に基づいて対話できるかと思うので、その意味で、現状で差し障りがないのではないかという判断に至っている。

○川上委員

見直しは必要であり、ここに書いたように③通告がなくても挙手により理由を説明し、委員長が認めた場合は質疑ができる形にしたほうが、より良いのではないか。理由は、自分としては質疑しなくても良いと思ったが、皆の質疑応答の中で新たな事実が出てきた場合等々があることがある。その場合は理由を説明して委員長の了解を得て質疑をしても良いのではないかと考える。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブは、事前通告をしなかった人も項目ごとの最後に質問してはどうかと考えている。通告された質問者のやり取りを聞いている中で疑問点が出てくることもあるかと思うので、より掘り下げるためにはそれも必要と思っている。全ての通告質疑が終わってからほかの委員の質疑を受け付ける形を考えている。

➋については変更案のとおりである。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

各会派から意見をいただいた。➋については事務局案で良いと思うが、➊で通告をしていない人でも後から質疑できるという部分だが、創風会と公明クラブがそういう意見だと思う。そのことについては。

○川上委員

創風会と公明クラブは、内容的には一緒かもしれないが少し趣旨が違う。

○柳楽委員長

趣旨が違うとは、理由を説明するという点か。

○川上委員

はい。新たなものが出てきた場合は質疑をしても良いのではないか。それは委員長の判断であり、誰でもできる形ではないものと思っている。

○柳楽委員長

通告がなくてもというのは、そもそも通告者の質問にもなかった部分ということか。それとも通告されている質問のところでということか。

○川上委員

通告者の質問の中で新たなものが出てきた場合は、挙手して「これについてはどうだろうか」と言った後、委員長判断で先に進めていっても良いのではないか。審議を深めるためには、そういうことも必要ではないかと言っている。

○柳楽委員長

書きぶりが違っているが、公明クラブとしても思い付いたら何でも質問ということにはならないと思っているので、創風会が示されているように理由を前もって示して質疑をするのが分かりやすいかと思う。

○三浦委員

各会派の話を伺っていて、創風会は事前通告をした人が通告の項目ではなく、やり取りの中で議論をもう少し深めたい項目が出てきたときに質問をするという話で、公明クラブは通告していない者でも新たに、ほかの委員のやり取りを聞いていて新規で質問したいという、根本的に提案内容が違うという理解で良いか。

○柳楽委員長

暫時休憩する。

〔　11 時 47 分　休憩　〕

〔　11 時 52 分　再開　〕

○柳楽委員長

委員会を再開する。先ほど各会派から意見をいただいた中で、細かいところで意見が食い違う点もあるようなので、今日結論を出すのはなかなか難しいと思う。

○川上委員

当初は先に送っても良いが、補正については決めても良いのでは。

○柳楽委員長

超党みらいは➋もこれまでどおりとの意見だったが、その理由を伺いたい。

○大谷委員

先ほども申し上げたが、問題があるときには動議として発言が可能だと認識している。これまでも委員会内で問題があれば「問題がある」と発言し、その声を聞いて委員長が対応している場面はあったように私は認識している。その観点からすると、これまでどおりでもできると思うので、従前どおりで差し支えないと判断する。

○柳楽委員長

動議までは至らないが、ただしておいたほうが良いといった内容もあるのではないかと思う。そういうところを含めてどうなのか。

○大谷委員

補正予算は事前通告ではないがその場で挙手をしている。通告することの意味、事前に見てきている意味が弱くなるので、通告した者がまだその後に疑義を生じたときに発言することまでは許容できるかとは思うが、いずれにせよ対応は可能だと会派では判断した。

○柳楽委員長

暫時休憩する。

〔　11 時 56 分　休憩　〕

〔　12 時 01 分　再開　〕

○柳楽委員長

委員会を再開する。➋だが、超党みらい以外の会派は事務局案で可としているがいかがだろうか。理解いただければ6月定例会議からと考えている。

○大谷委員

個人で了承するわけにいかないので、会派で協議させてもらいたい。

○柳楽委員長

この場で個人的に結論を出すのは難しいとのことだったので、今日出た議論をかまた会派で共有し結論を出してもらいたい。よろしくお願いする。

7　オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

○柳楽委員長

この件については4月19日の当委員会において、浜田市議会として手続きのオンライン化を進めていくことを決定した。その後、メールで提出された陳情をどう取り扱うかを優先して協議していたが、今回オンライン化の趣旨などを改めて確認するとともに、請願のオンライン提出についても併せて検討することと考え方を整理し、方向性を出していければと考えている。

まず事務局から説明をお願いする。

○松井次長

資料7を見てほしい。まず1番だが、これまでも説明してきたとおり今年4月1日施行の改正地方自治法により、議会に係る様々な手続きをオンラインで行うことが可能となった。

2番のオンライン化の経緯だが、地方自治法改正の大きなきっかけとなったのが令和4年12月に出された地方制度調査会の答申である。この中で「議会に関連する手続きは、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、一括してオンラインによることを可能とすべき」とされた。また、デジタル技術について「議会運営の合理化や利便性の向上のために導入するにとどまらず、多様な人材の議会への参画や、住民に開かれた議会の実現に資するよう積極的に活用されることが期待される」としている。

3番⑴、オンライン化の対象となる手続きのうち、住民と議会とをつなぐものとして請願と陳情がある。請願は国がオンライン化可能となる代表的な手続きとして例示している。陳情は議員の紹介不要な点が請願と異なるが、市民の声を議会に届ける手段として請願とセットでオンライン化を検討すべきものと考えられている。

一番下の⑵、請願や陳情のオンラインによる提出方法として現時点で考えるものは、まず電子メール、それからしまね電子申請サービスやマイナポータル、ぴったりサービスなどの電子申請システムがある。

次のページ4番、先ほど柳楽委員長が言われたとおり4月19日の当委員会において、浜田市議会として手続きのオンライン化を進めることを決定している。

5番、改正地方自治法はオンライン化できるということを定めたものであり、実際に各議会がオンラインによる方法を採用する場合には、会議規則や委員会条例を改正し、併せて詳しい方法を定めた規定を新たに制定する必要がある。さらに本人確認や議会の提出方法などの具体的なルールは、各議会が個別に考える必要がある。例えばオンラインで請願を提出する場合、原則請願者の電子署名と電子証明書を添付しなければならないが、議長がこれに代わる方法で本人確認できるのであればそれでも構わないことになっている。

6番のオンライン化ルール作成に当たっての考え方は、全国都道府県議会議長会の資料が参考になると考え、引用させてもらった。

⑴、オンライン化の検討は事務フローの見直しと併せて行うべきである。これはまさに現在当委員会で検討している。

⑵、オンライン化は住民と議会間の手続きにおける利便性の向上等を進めることにより、住民からの受託に一層応えていくために行われるべきであり、オンライン化によってかえって手続きが面倒になってはならない。

⑶、利便性や効率性、公開性や透明性、個人情報などの秘匿性、本人が書いている内容に間違いないことの真正性等の確保をバランス良く組み合わせることが重要である。どれかを重視しすぎてその他のことがおろそかになってはならないということだと思う。

⑷、本人確認については、従前の紙による手続きや運用でどの程度厳格なレベルで行っていたかをベースとして議論することが考えられるとされている。

最後に7番、請願・陳情のオンライン提出に係る課題を上げている。

まず⑴、請願と陳情に共通する事項である。

ア、現在は必須要件となっている請願者・陳情者・紹介議員の署名または記名押印をどうするか。これについては以前説明したとおり、会議規則を改正すれば記名のみとすることが可能である。

イ、いつの時点で提出されたと見なすか。

ウ、ホームページでの氏名等の公表の意志をどのように確認するか。これらの細かい部分だが、いずれ決めていかなければいけない。

エ、請願者・陳情者の本人確認をどのように行うかだが、本人確認には様々な方法があり、厳格さに段階があるものと考えている。どのくらいのレベルの厳しさで本人確認をしていくかを考えるに当たっては、先ほど説明したとおり、それまでどの程度厳格に行っていたかが一つの判断基準になるのではないかと思う。なお、参考として現在の運用を示している。浜田市議会において対面による提出の場合、身分証明書の提示までは求めていないが面識による本人確認を行っている。一方郵送による提出は、現在は審査せず担当委員会への配付のみとしており、本人確認はしていない。ただ、郵送であっても署名または記名押印は必要としている。

次に⑵、請願に関する課題である。

アの紹介議員であることの確認は、つまり本当に紹介議員を引き受けられたかだが、これは議会事務局が当該議員に確認すれば済むものと思われる。

イ、請願者と紹介議員のどちらからオンラインで議会に提出してもらうかについては、対面提出と同様にどちらから出してもらっても良いと思われる。

ウ、審査・審議についてだが、請願は国民の憲法上の権利なのでオンライン提出を可とするのであれば、審査・審議することになるのではないか。

エ、郵送で提出された請願をどのように扱うか。現在は、請願の郵送提出は想定していない。これは紹介議員が議会に持参することもできるためだが、郵送による提出について改めて検討しても良いものと考える。

最後に⑶、陳情に関する課題である。

ア、処理方法をどのようにするか。この部分を当委員会で継続協議中だが、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点、住民の利便性向上の観点からの議論が必要と考える。

イ、意見書の提出を求める陳情はどうするか。現在、意見書の提出を求める内容の陳情は受理しないこととし、請願による提出をお願いしている。なお、郵送等で意見書の提出を求める陳情が提出された場合は受け付けのみとし、議長預かりとしている。

ウ、郵送で提出された陳情をどのように扱うか。現在、郵送で提出された陳情書や要望書等は審査せず、関係委員会にその写しを配付する取扱いとしている。前回の委員会で各会派の意見を報告いただいたところ、陳情についてはオンライン提出と郵送の提出を同列に扱うことで全会派の意見が一致したところだが、ただ、審査等の具体的な処理方法については継続協議中となっている。

以上、前回の委員会で論点整理をとのことだったので、オンライン化の趣旨等を踏まえて説明させてもらった。

○柳楽委員長

次長から説明があった。委員から意見や質問があるか。

（　「なし」という声あり　）

まず請願・陳情のオンライン提出を進めていくのかどうかを決定しないと、その後のことが議論できないと思っている。請願・陳情のオンライン提出を認めるかどうかについてはどうだろうか。

○松井次長

先ほど説明したとおり、4月19日の議会運営委員会で議会の手続きのオンライン化を進めることで決定している。その際、具体的に考えられる手続きを示した。請願と陳情について進めて良いかを、まず再度確認させてもらいたい。

○柳楽委員長

請願・陳情についてオンラインで提出していただくことについては、皆賛成ということでよろしいか。

（　「異議なし」という声あり　）

では、オンライン提出が可能となった場合、対面提出とオンライン提出、郵送提出を全て同列として扱うのか、それとも差を付けるのか。このことについて意見を伺いたい。

○大谷委員

大変分かりやすくまとめてもらっている。その中でも指摘があったように、いくつかのことを決めていかないと正式に受け付ける段にならないのではないか。オンラインで受け付けることを今後協議することについては合意できていると思うが、その中身がはっきりしないと最終的に受け付けることまで至らないのではないかという思いで、今協議していると受け止めているのだが、そうではないのか。

○柳楽委員長

今、請願・陳情をオンラインで提出することは認めることになったので、受け付けはする。その後の取扱いをどのようにしていくのかが今後の協議かと思うが、その場合、対面とオンラインと郵送とを同等に扱うのか、差を付けて扱うのかによって、受け付けた後の流れが違ってくるかと思うので、同等に扱うかどうか意見をいただきたい。

○大谷委員

その意味では前回回答しているが、郵送と同じ扱いという考え方である。ただ、請願についてどうするかについては先ほど指摘があったように、権利として受け付けなければならない方向性だと認識しているので、そこをどうするかはまた協議が要るかと思う。

○柳楽委員長

大谷委員が言われた同等の扱いというのは、オンライン提出と郵送提出のことかと思う。そこに対面のところをどうするのかが今の議論の中身なのだが。

○大谷委員

対面のときというのは、本人確認のあり方という意味だろうか。

○柳楽委員長

本人確認のあり方というよりも、そもそもこれまで対面のものについては受け付けて、基準に照らして審査対象としてきた。郵送の場合は配付のみだった。

今、オンライン提出も郵送と同等にすると決まったので配付のみとなるかもしれないが、今の流れで全てオンライン化の方向で進んでいる状況なのに、対面提出とオンライン提出、郵送とを分ける必要があるか、それとも全部同じ扱いにするか。

○大谷委員

確認だが、今の趣旨は、対面はなくして全部オンラインで受け付けるという意味合いではない。対面での取扱いについてというのが、いま一つ飲み込めてないのだが、これまでどおりではまずいのか。

○柳楽委員長

その部分について各会派の考え方、意見をいただきたい。対面提出については各委員会に付託して審査するものについては審査を行い、オンラインと郵送については配付のみとするのか。オンライン化の流れに沿っていけば、同等の扱いでも良いのではないかという考え方もあるので、そういったところである。

○村木委員

確認だが、メールでの提出について我々会派の考えとしてはＣ案の、そもそも陳情の取扱いに関わってくる。今日の議論はそれとは違う形での議論になったのか。

○柳楽委員長

まず同列に扱うのか、差を付けるのかを決めた上で、取扱いについて決めるのが良いと思っている。

○三浦委員

手段を問わず陳情という形で意見を受けるためにオンラインを可とするので、基本的には対面だろうがオンラインだろうが、手段に関わらず同じように意見、要望、声として受け取るスタンスを議会としても決めたのだから、それにのっとって以後の判断をしていくことになると思う。その上で請願については、先ほど次長から説明をいただいたが、紹介議員をもって出されるものなのでオンライン手続き等に何ら課題もないので請願はそのように進めていけば良い。その上で先ほど村木委員から話があったが、我々としては、陳情はＣ案、どの出し方においても配付が適切ではないかと言っているので、そういった意味ではどういった手段で陳情が出されようが一貫して議会は同じように扱うという見解で整理したい。

○柳楽委員長

創風会はどうか。三つに差を付けるかどうかについて。

○川上委員

オンライン化を進めようとなると差を付けるか付けないかの前に、請願・陳情についての文言が関与してくる。オンラインはオンラインで良いと思う。それをどう扱うかについては、差は付ける必要があり同列に扱うのは難しいと思う。

○松井次長

前回の資料を。

○川上委員

失礼、創風会は同列に扱うと回答している。同列には扱うが、陳情について難しくなってくるだけだと思う。一応同列に扱う形にしておいて、後は協議すれば良い。

○柳楽委員長

超党みらいは。

○大谷委員

前回と同じように、郵送と同じ扱いと考えているので、差を設けると考えている。

○三浦委員

先ほどの次長の説明にもあったが、なぜオンラインで受け付けるのか。議会として同等に声を拾うべきというスタンスにのっとって可決したのだから、郵送、オンライン、対面に差別化を図るという議論はできないと思う。それは逆戻りになるし、先ほどの議論をひっくり返すことになり矛盾してくるので、そこはしっかり整理しておいてもらいたい。

○柳楽委員長

これまでの議論でも各委員の考え方に差があるし、委員外議員の中でも考え方は様々である。今日のことを会派で共有いただき、今後の協議を進めていきたいため、会派内でしっかり共有してほしい。よろしくお願いする。

8　その他

⑴　令和7年度議員改選に向けた議員定数に係る協議について

○柳楽委員長

このことについては、事前に会派の意見をまとめて報告してもらっており、会派からの意見を集約した資料について皆には事前確認いただいたと思う。

各会派から協議結果について補足も含め、報告をお願いする。

○村木委員

山水海では協議は必要と考える。今の定数のままにせよ変えるにせよ、やはり協議は必要である。協議の場だが、前回は特別委員会ができたと聞いているが、まずは議会運営委員会で諮るべきとまとめた。

○大谷委員

会派としては、現時点で見直す必要はないという意味で不要と回答している。

○川上委員

ここに書いてあるとおりである。減であるかどうかも含めて協議は必要だろう。場所は議会運営委員会であれば良いと考える。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

公明クラブとしても、協議については必要、協議する場は議会運営委員会と考えている。

○永見副委員長

進行を交代する。

○柳楽委員長

超党みらいは協議自体も必要ないという認識で良いか。見直しをするかどうかの協議自体も必要ないということか。

○大谷委員

前回定数を減にすると同時に、若年層の議員をその分増やしていきたいため報酬等の引き上げも込みであったように聞いている。そのことが実現できてない状況であれば、そこまでの段になってないということから不要ではないかとの判断に至っている。

○柳楽委員長

このことについてどうするかは、早目に決めていったほうが良いと思う。超党みらい以外、協議は必要とのことだったので、申し訳ないが協議は進めさせてほしい。また、協議は議会運営委員会でとの提案だったので、議会運営委員会で協議する方向で進めたい。その中で超党みらいの意見も発言いただけば良いと思う。それで良いか。

（　「異議なし」という声あり　）

ではそのようにお願いする。今後当委員会で引き続き協議を進めていくが、議員定数の変更について各会派で検討し、次回意見を伺いたい。そのようにお願いする。

ほかに委員から何かあるか。

（　「なし」という声あり　）

では次回の議会運営委員会の日程を確認する。次回は6月20日木曜日、本会議終了後から開催する。協議内容としては陳情の審査。これについては継続のものの審査も含まれる。浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直しについて、広報費の導入など。そしてオンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて。令和7年度議員改選に向けた議員定数の変更についてなどである。

また、明日は13時30分から議会運営委員会主催の議員研修会を全員協議会室で行うので、タブレットを持参して時間までに集まっていただくようお願いする。

最後にお願いだが、本日の内容について会派で共有していただくようお願いする。

○村木委員

次回は6月20日と言われたが、議員定数について会派でまとめるべき内容はどの程度か。人数を提案するのか。何か様式があるか。どの程度の内容で良いのか。

○柳楽委員長

そもそも議員定数の見直しが必要かどうか。今回は、そういう議論をする場を設けることが必要かどうかを確認した。必要とのことだったので、見直しが必要と考えているのであれば、見直す中身を言ってもらうことになると思う。特に見直し自体必要ないということであればそれで良いと思う。具体的に何か考えがあれば。

○村木委員

もちろん会派内でもいろいろ出ていると思うが、出た内容も併せて上げるということか。

○柳楽委員長

見直し自体を含めて、会派での意見を持ち寄ってほしい。

○村木委員

理解した。

○柳楽委員長

ほかにないか。

（　「なし」という声あり　）

以上で議会運営委員会を終了する。

〔　12 時 45 分　閉議　〕

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

　　　　　　　　　　　　　議会運営委員会委員長　　柳楽　真智子